

# 新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金 利子補給金のご案内

沖縄県では、沖縄県融資制度の新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金（以下「伴走型支援資金」という。）の貸付けを受けた方への利子補給を実施します。

沖縄県に申請を行った方については、審査のうえ、対象期間に金融機関へ支払った利子相当額を補助します。

なお、当該利子補給は、予算の範囲内で実施するものであるため、**予算の上限に達し次第、受付を終了します。**

※下記のURLに当該利子補給の概要、新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金利子補給金交付要綱及び交付申請書の様式等を掲載しておりますので、ご確認ください。

URL：<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/bansougatashienshikinrishihokyuukin.html>

対象資金	保証制度	利子補給率	対象期間
新型コロナウイルス感染症 対応伴走型支援資金資金	セーフティネット 保証4号	1.20%→実質負担0%	融資を受ける 日から起算して 融資期間の 総月数の10分 の3を乗じて 得た期間
	セーフティネット 保証5号	1.60%→実質負担0%	
	危機関連保証	1.20%→実質負担0%	

○対象者

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に伴走型支援資金の貸付けを受けた方。

**ただし、予算の上限に達し次第、受付を終了します。**

○対象経費

貸付金額4千万円を限度額として、伴走型支援資金に係る毎年1月1日から同年12月31日までの間に事業者が支払った約定利子の全額。（延滞損害金は対象外。）

○対象期間

融資を受ける日から起算して融資期間の総月数の10分の3を乗じて得た期間（当該期間に少数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間）を限度とする。

例1：融資期間10年（120ヶ月）→利子補給対象期間3年（120ヶ月×3÷10=36ヶ月）

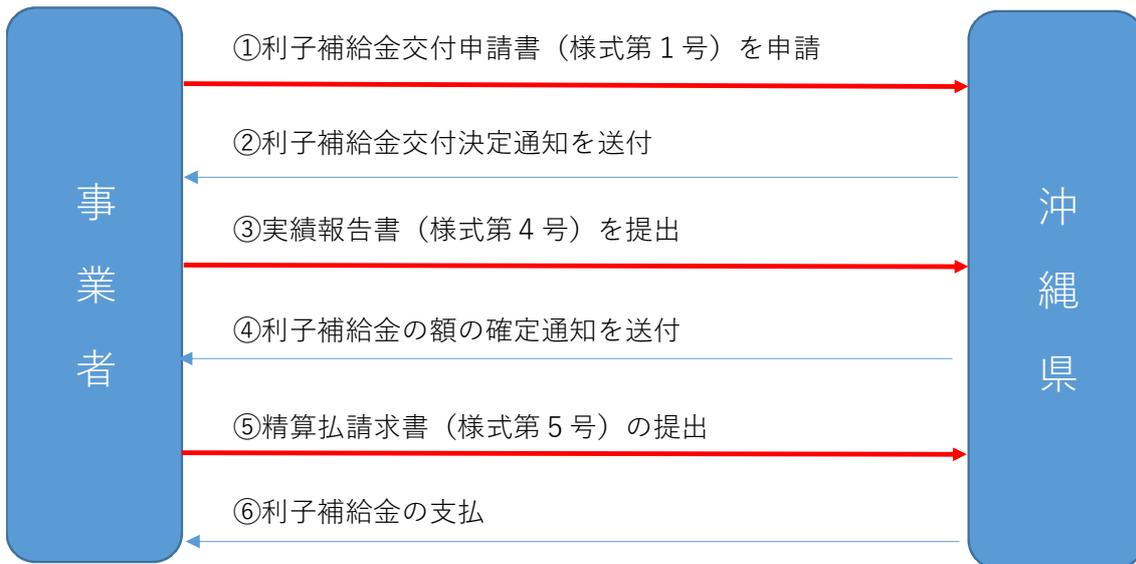
例2：融資期間5年（60ヶ月）→利子補給対象期間1年6ヶ月（60ヶ月×3÷10=18ヶ月）

例3：融資期間3年（36ヶ月）→利子補給対象期間10ヶ月（36ヶ月×3÷10=10.8ヶ月=10ヶ月）

申請方法は裏面参照

# 申請方法

## ○ 利子補給を受けるまでの流れ



※条件変更を行った場合は、別途「⑦計画変更承認申請書（様式第3号）」の申請が必要となります。

## ○ 事業者が沖縄県へ申請する書類

申請書類	申請時期	添付資料	備考
①利子補給金交付申請書 （様式第1号）	※注1 下記参照	金銭消費貸借契約書の写し 貸付返済予定明細書の写し 利子補給金内訳書	
⑦計画変更承認申請書 （様式第3号）	条件変更を 行ったとき	金銭消費貸借変更契約書の写し 変更後の貸付返済予定明細書の写し 利子補給金内訳書	※条件変更を 行ったときのみ 申請する。
③実績報告書 （様式第4号）	令和4年1月31日 までに提出	借入金返済及び利子支払いが確認でき る資料の写し（通帳の写し等） 利子補給金内訳書	毎年1月～12月分の 利子を支払った実績 を報告
⑤精算払請求書 （様式第5号）	額の確定通知を 受けた後 （1月～3月頃）	特になし	

**※注1：令和3年4月～令和3年8月までに伴走型支援資金の貸付けを受けた方については、沖縄県から案内文にて申請時期を通知します。令和3年9月以降に貸付けを受けた方については、予算の状況を確認後、沖縄県から案内文にて申請時期を通知します。**

※必須項目のみの記載となりますので、詳細については、新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金利子補給金交付要綱をご覧ください。

**※利子補給金交付申請書の申請時期は今年度のみ沖縄県から案内文にて通知した日となります。令和4年度以降は、4月30日が申請締切日となりますので、ご注意ください。**

**※申請時期を過ぎた場合は、利子補給対象外となりますので、必ず申請締切日までに提出してください。（当日消印有効）**

お問い合わせ先

沖縄県商工労働部 中小企業支援課 金融班 TEL:098-866-2343